

香川県動物愛護管理推進計画（改正素案）

人と動物との調和のとれた 共生社会づくり

《平成 26 年 4 月～平成 36 年 3 月》

香 川 県

目次

I	概要	
1	計画の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	対象地域	1
II	動物の愛護及び管理に関する現状と課題	
1	普及啓発活動	2
2	犬及び猫の収容と所有者明示	3
3	動物による危害や迷惑	4
4	動物を取扱う事業者	5
5	動物由来感染症	6
6	災害時対策	7
III	計画の基本方針	
1	計画の3つの柱	8
	○動物の適正な飼養の推進	
	○動物愛護管理の共通した考え方の普及	
	○連携・協働による推進	
2	担うべき役割	9
	○県・中核市の役割	
	○市町の役割	
	○県民の役割	
	○飼い主の役割	
	○動物取扱業者等の役割	
	○獣医師の役割・関係団体等の役割	
IV	具体的な取組み	
1	「動物は家族の一員」に向けての取組み	
施策 1	終生飼養の推進	11
施策 2	所有者明示（個体識別）措置の推進	12
2	「動物は地域の一員」に向けての取組み	
施策 3	動物の飼養に係る地域での理解の向上	12
施策 4	動物取扱業における適正な取扱いの推進	12
施策 5	実験動物の適正な取扱いの推進	13
施策 6	産業動物の適正な取扱いの推進	13
3	人と動物の「未来」に向けての取組み	
施策 7	子供たちへの呼びかけ	13
施策 8	次世代に向けての人材育成	13
4	人と動物が安心できる「今」をつくる取組み	
施策 9	動物由来感染症対策の体制整備	14
施策 10	災害発生時の対策の整備	14
施策 11	動物愛護管理の拠点づくり	14
V	計画の実現に向けて	
1	計画の周知及び情報提供	16
2	実施計画の策定	16
3	評価・検証と見直し	16

香川県動物愛護管理推進計画

～人と動物との調和のとれた共生社会づくり～

I 概要

1 計画の趣旨

香川県動物愛護管理推進計画は、飼い主、事業者、地域の住民など、動物に関わるすべての人々による、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、県が市町、関係団体等と連携し、県民の方々と一緒に取り組む具体的な計画として策定しています。

2 計画の性格

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づき、香川県が、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に即して策定する計画であり、県が推進すべき動物愛護のあり方を具体的に示すとともに、県民、市町、動物愛護団体など、動物の愛護及び管理に関わる様々な主体が各々担う役割を明確にして、それらが連携し協働するための共通の行動指針としての性格を持つものです。

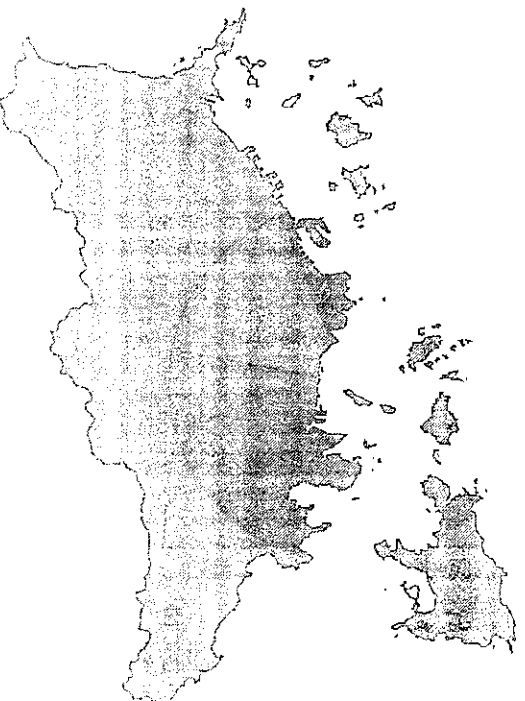
本計画を実行するに当たっては、基本指針に基づき、数値化できる指標を掲げていきます。

3 計画の期間

この計画は、平成26年4月から平成36年3月までの10年間とします。

4 対象地域

香川県の区域とします。



II 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

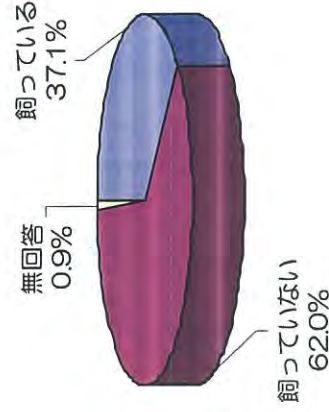
1 普及啓発活動

平成25年6月に実施した香川県政世論調査の結果では、動物を飼養している家庭は約40%を占め、飼養している動物の種類は、犬と猫が上位を占めています。

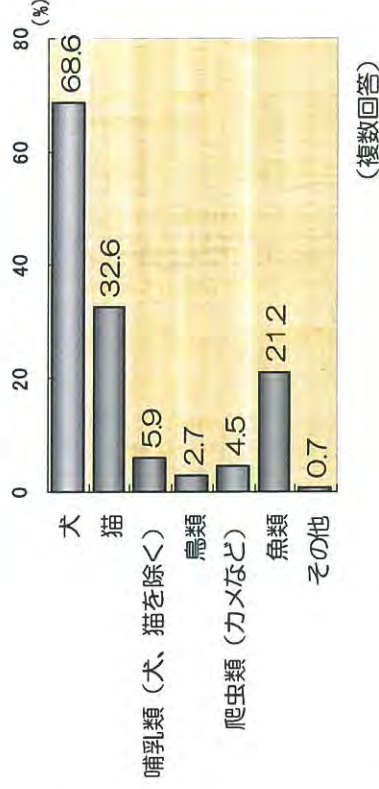
動物の愛護と管理についての普及啓発は、ポスターやパンフレット、動物愛護推進員等の活動により、動物の正しい飼い方や終生飼養の責務、遺棄・虐待防止などの理解が浸透しはじめたところですが、動物を飼っていない方も含め、これらの動物愛護についての共通した理解が社会で形成されるよう、引き続き普及啓発を推進していく必要があります。

このためには、県民の関心にあわせて、動物の正しい飼い方の講習会などの普及啓発に係る事業をより身近な施設で展開することや、次世代を担う子どもたちへの取組みの強化など、行政や関係団体等がそれぞれの特色を生かしながら連携、協力し、教育活動や広報活動等に取り組みることが重要です。

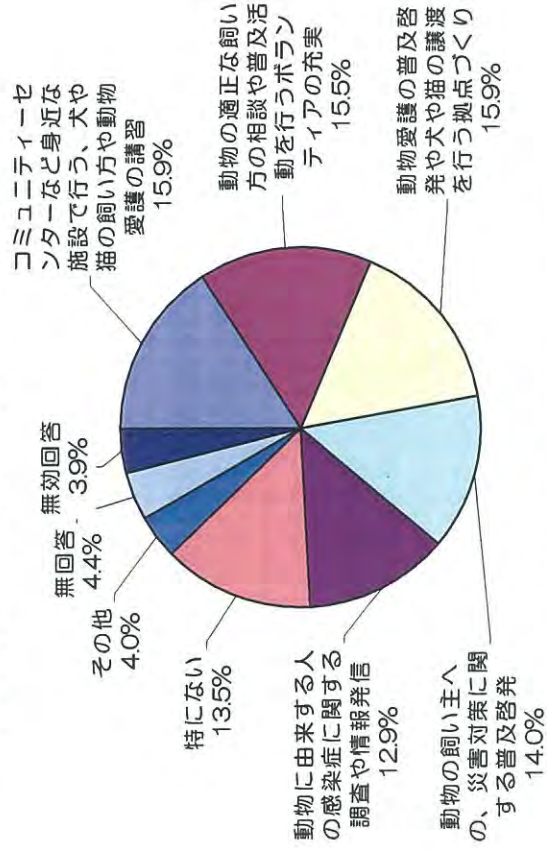
《ペットの飼養状況》



《飼養しているペットの種類》



《動物愛護管理事業として最も取り組みむべき事業》



香川県政世論調査

調査地域：香川県内全域

対象：満20歳以上の県民3,000人

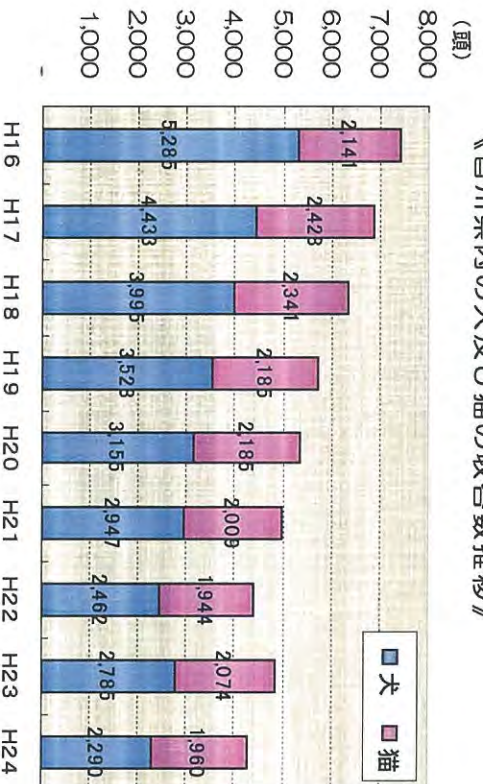
有効回収数：1,602 (53.4%)

2 犬及び猫の収容と所有者明示

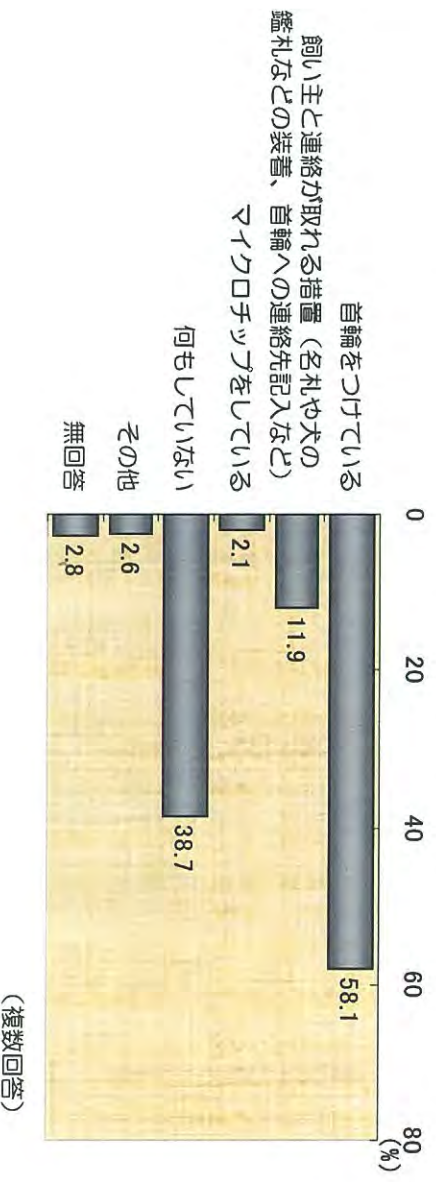
県内で収容された犬や猫は平成24年度には約4,300頭と、平成18年度と比べて約70%に減少したものの、そのうちの約95%が殺処分されていることから、不妊去勢措置の推進等による終生飼養の徹底により、一層の引取数の減少を図るとともに、収容された犬や猫についてできる限り再飼養の機会を増加させる必要があります。

また、飼養動物に対する名札やマイクロチップなどの所有者明示（個体識別）の実施率は、平成25年の県政世論調査などの結果では1～2割程度と、未だ低い水準です。この所有者明示を推進することは、迷子になった動物や災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にするばかりでなく、飼い主の責任意識を向上させ、遺棄や逸走を未然に防止するためにも必要です。

《香川県内の犬及び猫の収容数推移》



《飼っている犬又は猫が迷子になったときの対策について》



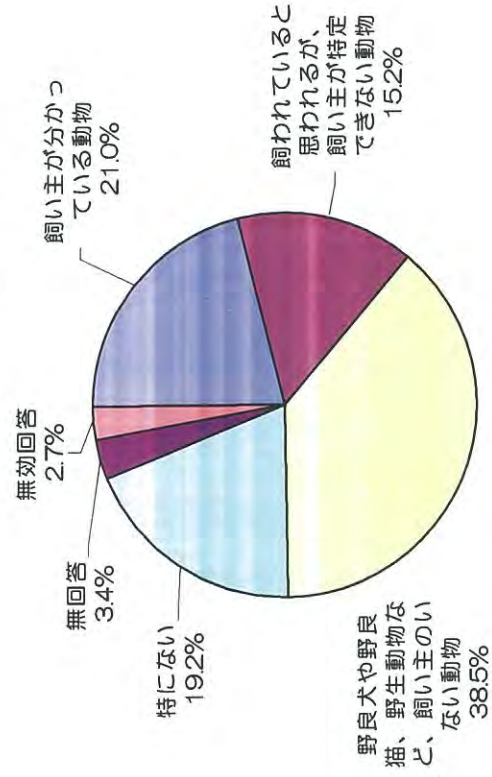
3 動物による危害や迷惑

県政世論調査などでは、動物の飼養に係わらず、約75%の方が動物に関わる迷惑を感じたという結果があります。動物による危害や迷惑は、糞尿による汚染、鳴き声、放し飼いや屋外での飼育による近隣への配慮不足などが主な原因となっています。

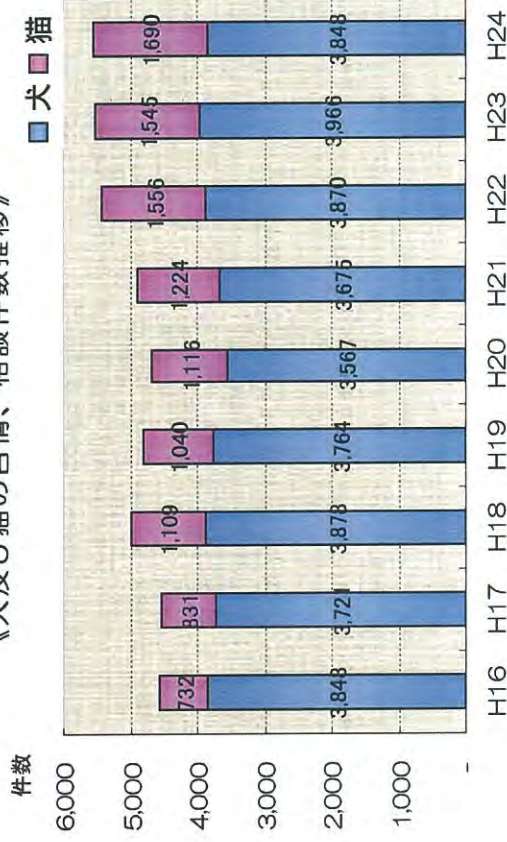
また、迷惑と感じたことのある動物の調査結果では、飼い主がいない動物からという回答が多くを占め、捨てられたペットの野生化や、野生動物への安易な餌付けなどで、人や農作物、森林への被害と在来生物や自然界への生態系にも影響がでています。

人と動物とのより良い関係を築くためには、動物の生態や習性等を理解し、飼養動物を家族の一員と考え、動物が地域の一員として受け入れられるよう、それぞれが地域の地域で考え、それらの地域に応じたルールづくりを進めていく必要があります。

《動物のことで迷惑を感じたことはあるか、また、それはどんな動物からか》



《犬及び猫の苦情、相談件数推移》



《犬及び猫の苦情・相談件数の内訳》

平成24年度

	捕獲 依頼	行方不明等 問合せ	放し 飼い	鳴き 声	糞尿 汚染	田畑 被害	その他 の相談	合計
犬	1871	1162	185	120	99	56	355	3848
猫	851	369	93	41	138	41	157	1690

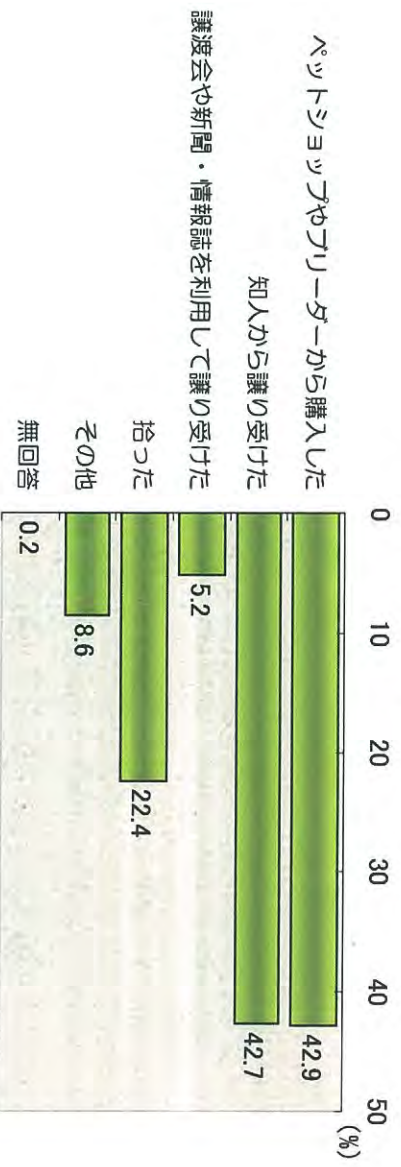
4 動物を取扱う事業者

ペットショップなど動物取扱扱業者は、動物の入手先として4割以上を占めており、動物取扱扱業者は動物を飼養するきっかけや、飼養に関しての身近な相談窓口となっており、その役割や責任は高くなっています。一方で、動物の不適正な飼養管理を行う業者が見られたことから、平成24年の動物愛護法改正により動物取扱扱業者に対する規制が強化されたところです。特に人に危害を及ぼす恐れのある特定動物を販売する動物取扱扱業者は、購入者の飼養保管許可を確認するとともに、購入者に対して飼養管理方法等に関する適切な説明を実施する必要があります。

これらの制度の着実な運用により、業界全体の資質向上を図ることで、動物取扱扱業者が飼い主の模範となるよう求めていくことが必要です。

また、実験動物や産業動物を取り扱う事業者へは、国際的な動向を踏まえながら適正な飼養管理を普及啓発する必要があります。

《ペットの入手方法》



《動物取扱業者の登録状況》

平成24年度末

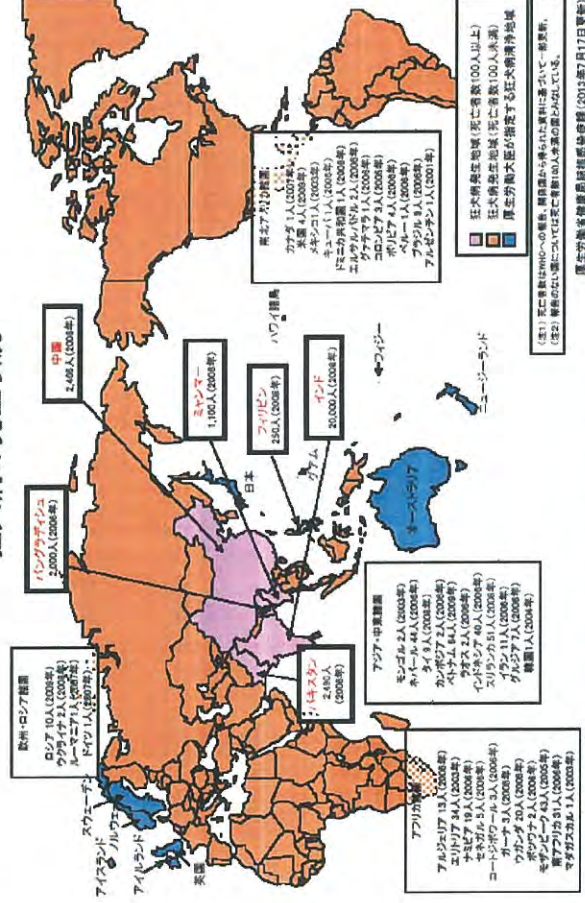
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	登録総数
香川県	208	96	2	14	15	335
高松市	105	66	0	8	5	184
合計	313	162	2	22	20	519

5 動物由来感染症

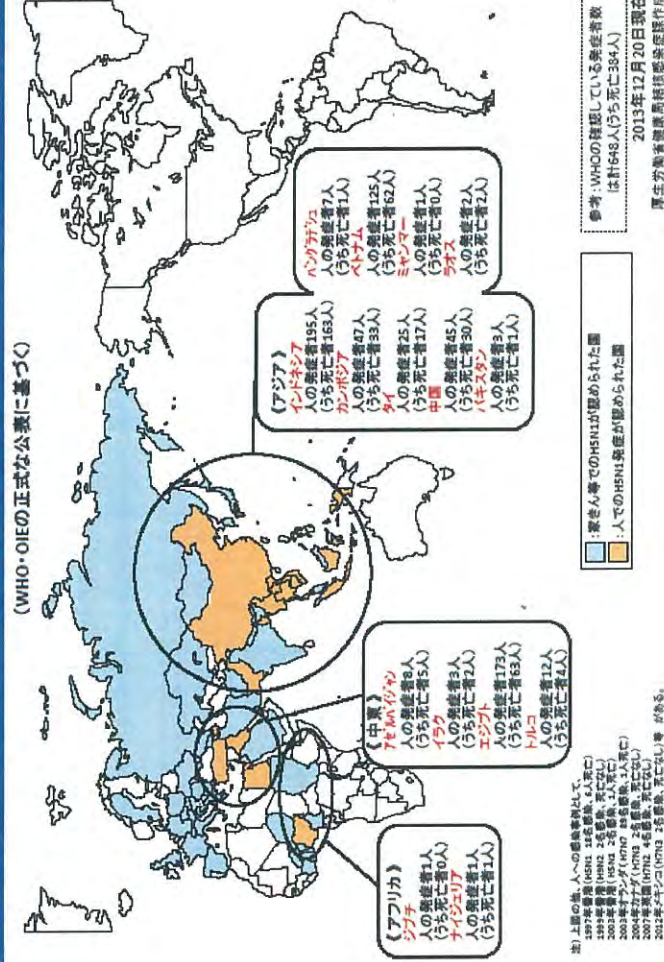
人と動物との調和のとれた共生社会づくりには、人と動物の共通な感染性なことから互いに健康を守らなければなりません。日本では、昭和33年に降に狂犬病の国内感染はありませんが、海外においては現在も発生が続いており、平成25年には、清浄国であった台湾で狂犬病の侵入が確認されました。また、鳥インフルエンザなどの新興感染症についても、近隣の国で発生が続いています。それらの予防対策としては、まず、県民が人と動物の共通な感染性についての正しい知識を持つことが重要です。

このことから、動物との関わり方や健康に関する相談窓口の設置、動物由来感染症についての正確な情報の発信や普及啓発の拠点づくり等を進める必要があります。

狂犬病の発生状況



鳥インフルエンザ(H5N1)発生国及び人での確定症例(2003年11月以降)

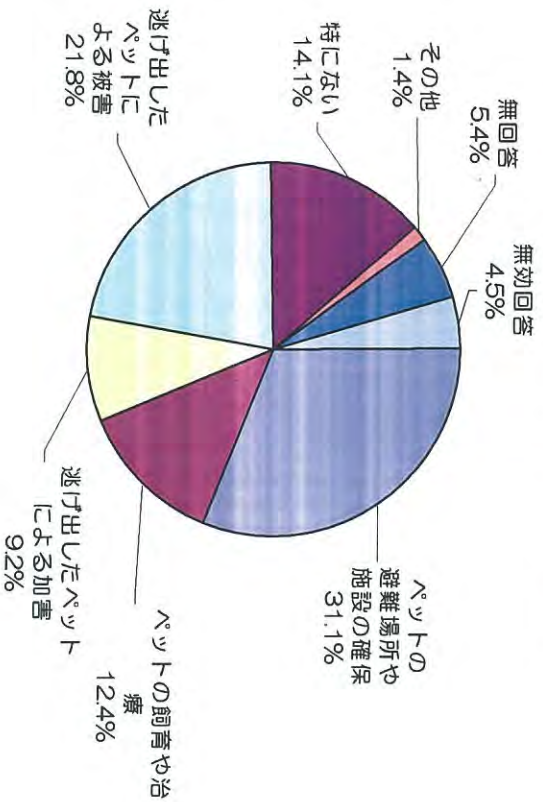


6 災害時対策

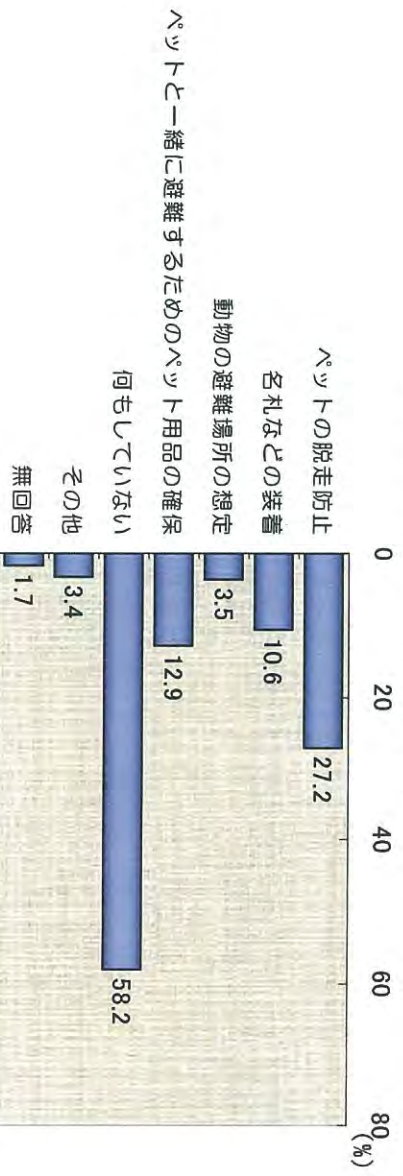
平成 23 年3月に起きた東日本大震災では、避難時の動物の飼養管理や放浪動物等の救護について、平時の災害時に対する備えの重要性が再認識されましたが、飼い主の多くは、災害時に備えた対策を行なっていないのが現状です。

地震等の災害時において、県民が動物のことで不安に思うことは、動物の避難場所や施設の確保、逃げ出した動物による被害などとなっています。香川県では、動物の災害対策に係る協定を関係団体等と締結していますが、今後はこれらの協定に基づく措置が関係機関との連携協力のもと迅速に行われるよう、地域性・災害の特性に応じた体制を構築していく必要があります。

《災害時にペットに関して一番不安なこと》



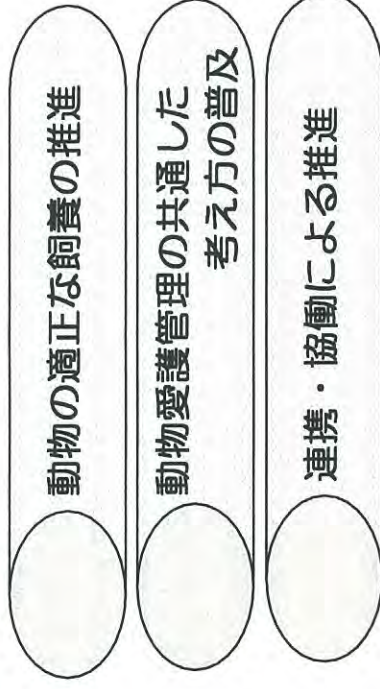
《ペットの災害時の対策について》



Ⅲ 計画の基本方針

1 計画の3つの柱

この計画の各施策は、



を3つの柱として作成しています。

○ 動物の適正な飼養の推進

動物の適正な飼養は、動物の健康と安全を守り、動物による人の生命等への危害及び迷惑の防止など、動物が「家族の一員」から「地域・社会の一員」として受け入れられるための飼い主責任として最も重要です。こうしたことから、動物の適正な飼養と飼い主責任を促す内容を各施策の中で進めていきます。

○ 動物愛護管理の共通した考え方の普及

人と動物との調和のとれた共生社会づくりを実現するためには、動物の飼い主だけでなく、広く県民の間における共通した考え方が必要です。そのため普及啓発活動として、動物の愛護と管理について、自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開していきます。

○ 連携・協働による推進

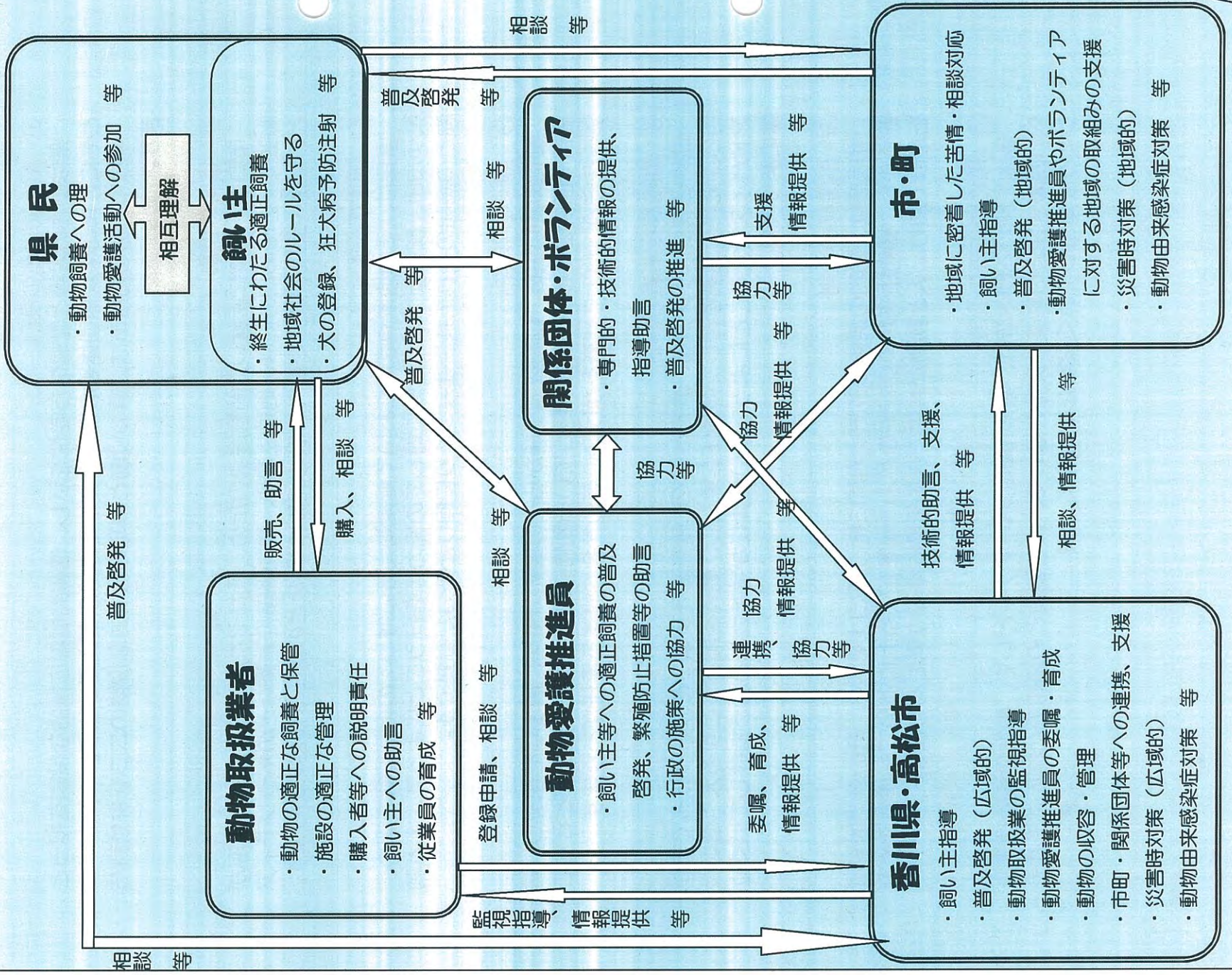
動物に係る問題は、地域に密着したことから、広域的なものまで様々であり多くの人が関係しています。こうしたことから、それぞれの立場の人々の役割を明確にし、それぞれが役割を理解し、その役割を果たすための連携、協働体制を推進します。

2 担うべき役割

人と動物との調和のとれた共生社会づくりに、それぞれが次の役割を担います。

- 県・高松市の役割
県は動物の愛護と管理の方向性を示し、情報発信等広域的な役割を担うとともに、市町や関係団体等の地域における取組みを支援します。
中核市である高松市は、県の役割と市町の地域的な役割の二つを併せ持ちます。
- 市町の役割
市町は、地域に密着した問題解決のため、それぞれの実情に即した対応が必要です。そのためには、地域住民や、動物愛護推進員などのボランティアとの連携・支援が重要です。また、災害時対策などの重要な役割もあります。
- 県民の役割
県民は、その地域や家庭において飼養動物等に対しての相互理解を深め、県や市町、関係団体等の活動に対しての協力等を行うことによって、人と動物との調和のとれた共生社会づくりに向けた努力が必要です。
- 飼い主の役割
動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、最後まで面倒をみるといった、飼っている動物に対する責任を果たすとともに、法律を守り、他人に迷惑をかけない等の社会に対する責任があります。
- 動物取扱業者の役割
動物を取り扱う業者は、業者として法律を遵守することはもちろんですが、自らが動物の飼養者としての責任を果たし、動物を飼おうとする人へ適切なアドバイスをすることによって飼い主責任が果たされるよう指導していく立場にあります。
- 獣医師の役割
獣医師は、動物の疾病の予防や治療に携わるだけでなく、その専門的知識を活かし、動物由来感染症対策など人の健康を守る上においても重要な役割を担っており、人と動物が共生できる環境を築く立場にあります。
- 関係団体等の役割
動物に関わる団体等は、県や市町のパートナーとして、動物愛護管理施策への協力や独自の事業の実施を通して、人と動物との調和のとれた共生社会づくりに牽引していく役割を担います。

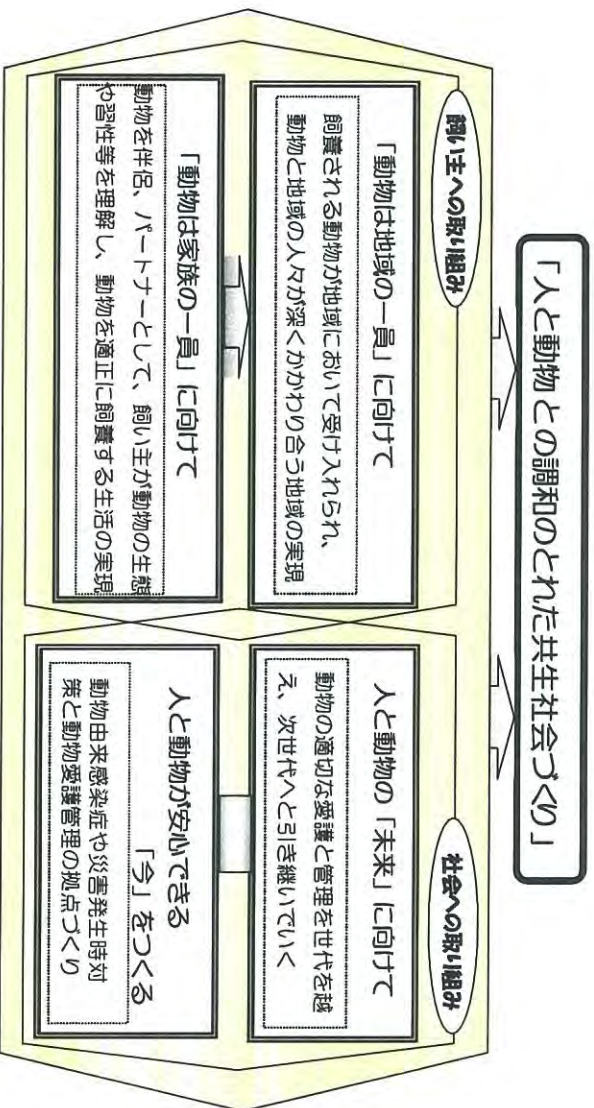
動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係



IV 具体的な取組み

「人と動物との調和のとれた共生社会づくり」の実現に向け、この計画の基
本方針に沿って、飼い主への取組みと社会への取組みを進めます。

このため、飼い主への取組みについては、「動物は家族の一員」として共に
暮らすとともに、飼養する動物が地域で受け入れられるよう、「動物は地域の
一員」をテーマに施策を推進します。また、社会への取組みは、「未来」に向け
ての取組みと、「今」をつくる取組みをテーマに施策を推進します。



1 「動物は家族の一員」に向けての取組み

施策 1 終生飼養の推進

○ 動物の適正な飼養の推進

安易な気持ちでの動物の飼養や野生動物への安易な接触の抑制、そして飼
い始めたら最後まで適正に飼うことの徹底を図るため、動物に応じた啓発資
材を作成し、関係団体と協働し、講習会の開催など様々な機会を捉えて動物
の習性や生態、知識の啓発を推進します。

また、飼い主が動物への責任と自覚を持つことが大切であり、犬のけい留
義務や、猫の屋内飼養の推進などの社会のルールの遵守やフナー向上を推進
し、さらに、特定動物の飼い主に対し、法令遵守を徹底させ、危害や迷惑の
防止を図るよう、監視・指導を行います。

○ 不妊去勢措置の推進

みだりな繁殖を防止するため、飼い主に対して不妊去勢措置の必要性を積
極的に啓発します。また、不妊去勢手術に対する市町の補助制度についての
情報提供に努めます。

○ 動物の遺棄・虐待の防止

命ある動物の終生飼養の大切さの共通認識を広く浸透させるとともに、愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知を図り、警察等と連携して、遺棄及び虐待等の禁止行為の防止に努めます。

○ 収容された犬・猫の譲渡率、返還率の向上

香川県と高松市が行っている譲渡事業での譲渡率と、飼い主への返還率を向上させるため、獣医師会、動物愛護推進員、動物愛護団体等との連携・協力体制を強化し、また、譲渡ボランティアへの譲渡も進めていきます。

さらに、インターネット等を活用したより広い情報提供に努め、殺処分率の低下を図ります。

施策2 所有者明示（個体識別）措置の推進

○ 所有者明示の方法と必要性の普及

関係団体や地域との連携を強化し、普及啓発では、その対象ごとに適した内容と手法を取り入れることで、動物の種類に依じた所有者明示の方法や、動物の盗難や迷子の防止対策、災害時対策としての有効性の浸透を図り、所有者明示措置の実施を推進します。

また、犬に鑑札と注射済票を装着することは、狂犬病予防対策においても重要であることから、市町などと連携して、装着率の向上を図ります。

○ マイクロチップの普及啓発

動物の飼い主に対し、マイクロチップによる個体識別の有用性を広めるため、獣医師などとの連携により、パンフレット等を配布するなど普及啓発を進めるとともに、マイクロチップリーダーの配備等の基盤整備を検討します。

2 「動物は地域の一員」に向けての取組み

施策3 動物の飼養に係る地域での理解の向上

飼い主のいない犬や猫、野生動物への安易な餌付けに起因する地域の迷惑問題を解決するには、住民がそれぞれの立場を理解して、地域の実情に合ったルールを作り、実行することが必要です。

県は、動物による人への迷惑や危害の防止及び生活環境の保全を図るためのガイドラインを作成し、関係団体や市町と協働しながら、地域におけるルール作りを支援します。

施策4 動物取扱業における適正な取扱いの推進

動物取扱業者は、動物の適正な飼養を社会全体に広め定着させることに対して、動物の取扱いのプロフェッショナルとしての役割と責任を有しています。

動物取扱業者が動物の飼養に関して県民の手本となり、飼い主の相談窓口の一つとして、その役割と責任が担えるよう責任者研修等を通して指導、助言を

していきます。

また、動物愛護管理法改正の趣旨を踏まえて、犬猫等販売業者及び特定動物を取り扱う動物取扱業者が、より厳格に法令を遵守するよう、監視・指導を実施します。

施策5 実験動物の適正な取扱いの推進

研究機関等の実験動物飼養状況について、関係機関等と連携して把握するとともに、「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）や飼養保管基準等の普及啓発により施設管理者による適正管理を推進します。

また、実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を提供するとともに、災害時・緊急時の対応について検討するよう施設管理者に働きかけます。

施策6 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物に係る管理者及び飼養者に対し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」等の周知徹底を図り、産業動物に起因する感染症の疾病予防など、関係部局が連携して産業動物の適正な取扱いや、施設の管理について普及啓発を行います。さらに、災害時における産業動物の取扱いについても関係部局と情報共有を図りつつ協議を進めます。

3 人と動物の「未来」に向けての取組み

施策7 子どもたちへの呼びかけ

関係部局や児童教育の専門家などの意見を聞きながら、成長段階に応じた適切な教材を作成し、活用することで、動物を愛護する心が育てられるよう普及啓発を進めていきます。

動物を飼育している学校等については、学校飼育動物の適正飼養や動物由来感染症について教職員など管理者を対象とした研修を行います。

また、獣医師と学校が協働することにより、学校飼育動物の健康の保持と適正な取扱いが推進されるよう支援します。

施策8 次世代に向けての人材育成

動物愛護教室など動物愛護管理に関する教育・広報活動を地域で実施できるような人材の育成を図るため、動物愛護推進員に対して、研修の実施や情報提供を行い、地域に密着した活動を支援します。

また、地域住民と直接関わる市町の動物愛護管理関係担当者に対して、研修会等を開催するなど、地域での動物に関する相談や問題に対応できるよう支援します。

4 人と動物が安心できる「今」をつくる取り組み

施策9 動物由来感染症対策の推進

- 動物由来感染症に関する知識の普及啓発
動物取扱業などの業者や動物愛護推進員、教育関係者に対し、獣医師等の協力を得て、動物由来感染症に関する情報を発信するとともに、広く県民にも、正しい知識の普及啓発に努めます。
- 動物由来感染症実態調査の実施
動物由来感染症を含む人と動物との共通感染症に関する調査を実施します。
- 動物由来感染症に関するガイドラインの作成
狂犬病など動物由来感染症発生時の対策についてのガイドラインを作成し、県、市町など関係機関の連携体制を整備します。

施策10 災害発生時の対策の整備

- 飼い主への災害時対策についての普及啓発
飼い主責任を基本とした同行避難が行われるように、香川県・高松市が作成した「あなたとペットの災害対策ハンドブック」を活用しながら、ケージや餌の確保、所有者明示をはじめとした、平時からの備えについての普及啓発を進めます。
- 災害発生に備えた連携体制の構築
東日本大震災を教訓に、地域防災計画や関係団体と結んだ協定をもとに連携体制を構築します。
そのために、動物の保護施設等のあり方や被災動物の救護等の対応モデルとして、動物救護マニュアルや避難所での動物受け入れに関するガイドラインを作成し、市町のペット同行避難者の受け入れ体制の整備や獣医師会、動物愛護団体との協働による活動等が促進されるよう支援します。

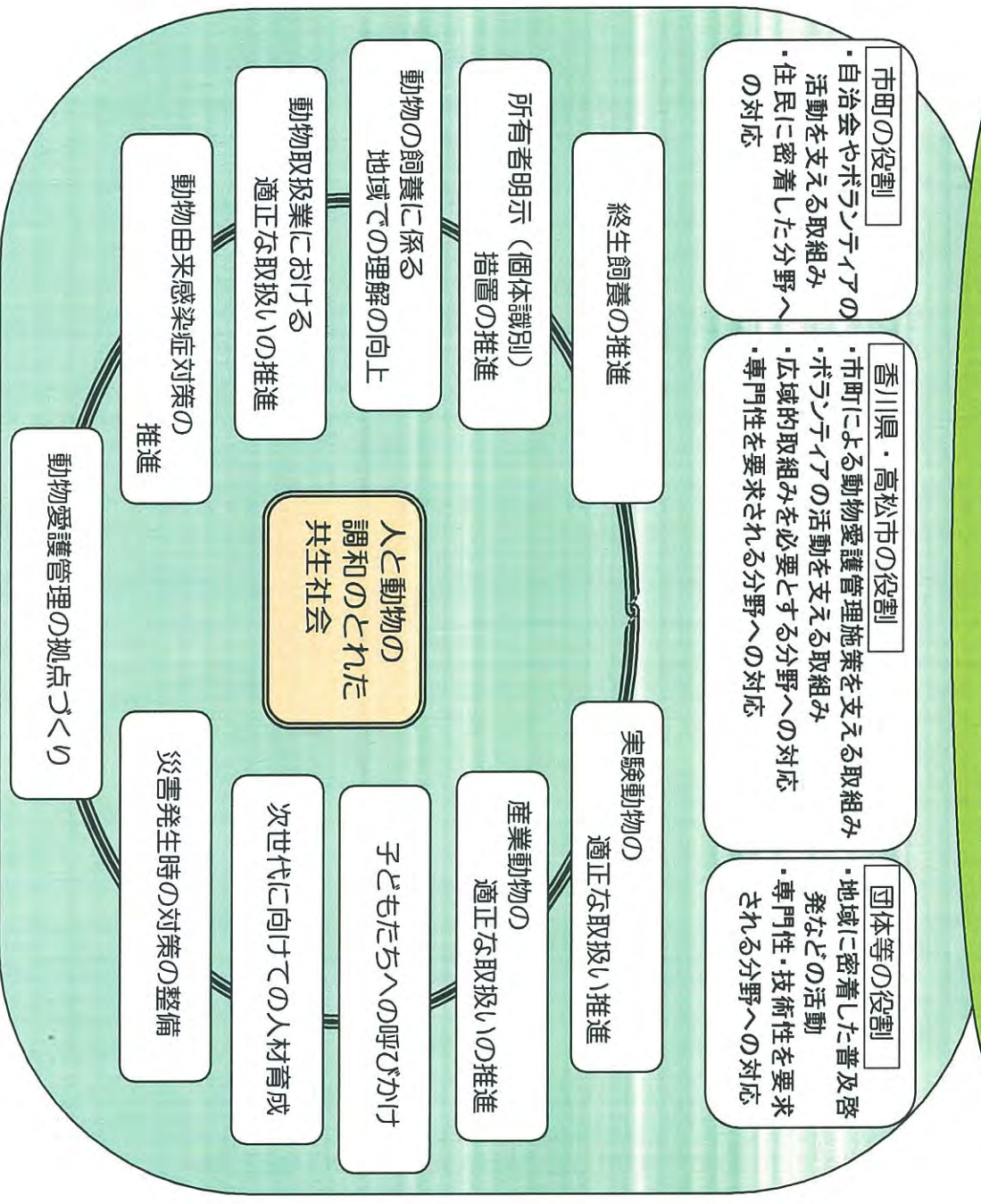
施策11 動物愛護管理の拠点づくり

動物愛護に関する普及啓発、教育事業、譲渡・返還のための動物の飼養管理、動物由来感染症に係る調査研究などがより推進できるよう、拠点施設の整備についても、香川県と高松市で設置した協議会において検討します。

実現に向けての指標（数値目標）

- 平成 35 年度の犬、猫の引取り数を、平成 16 年度比で 75%減
- 平成 35 年度の犬、猫の返還・譲渡数を、平成 25 年度比で倍増
- 平成 30 年度の犬、猫の所有者明示の実施率を、平成 25 年度比で倍増

人と動物との調和のとれた共生社会づくりの実現に向けて



V 計画の実現に向けて

1 計画の周知及び情報提供

この計画を市町、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広報誌、ホームページ等により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

2 実施計画の策定

重点テーマを定めた実施計画を毎年度策定し、具体的な施策を実施していきます。

3 評価・検証と見直し

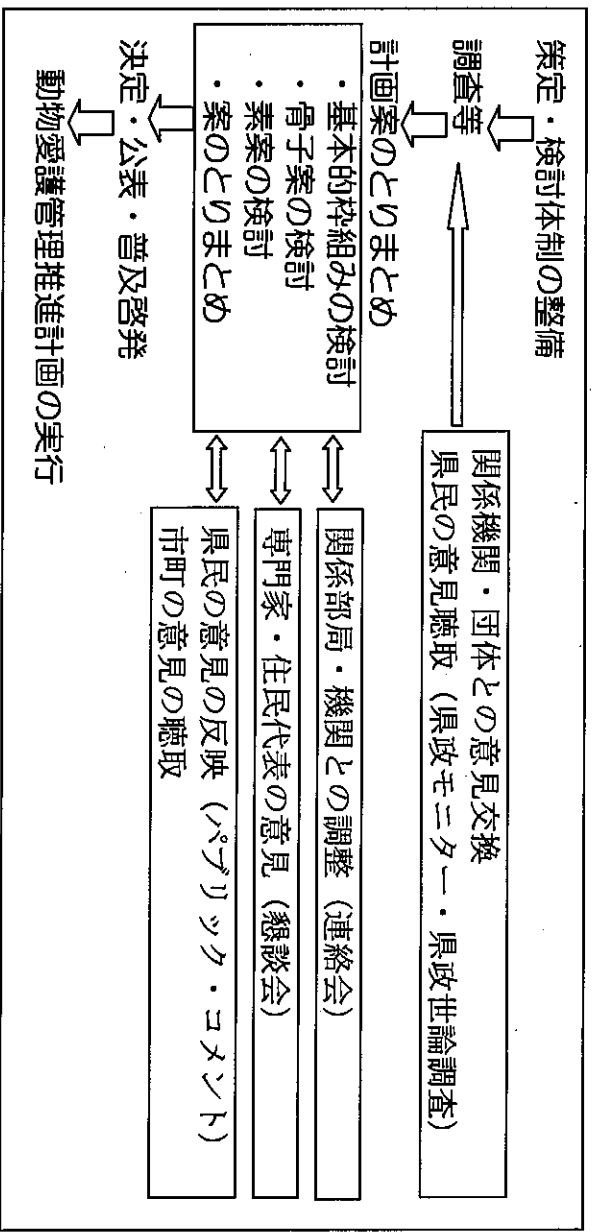
本計画の達成状況は、香川県動物愛護推進懇談会において評価・検証を行います。

県は、懇談会の定期的な評価・検証の結果と今後の社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目的に動物愛護管理推進計画の見直しを行います。

〈 参 考 资 料 〉



動物愛護管理推進計画の策定の経緯



香川県動物愛護管理推進計画の策定・公表

(平成 20 年 3 月)

実施 (平成 20 年 4 月～)

調査及び見直し体制の整備

県民の意識の調査等

県政モニター・県政世論調査の実施 (平成 25 年 6 月～7 月)

香川県動物愛護管理推進計画見直し作業部会の設置 (平成 25 年 8 月 1 日)

動物の愛護及び管理に関する基本的な指針の一部改正 (平成 25 年 8 月 30 日)

骨子案の作成 (平成 25 年 11 月)

香川県動物愛護推進懇談会連絡会の開催 (平成 25 年 11 月 7 日)

香川県動物愛護推進連絡会の開催 (平成 19 年 11 月 13 日)

香川県動物愛護管理推進計画 (素案) の作成 (平成 25 年 12 月)

香川県動物愛護推進懇談会の開催 (平成 26 年 1 月 14 日 (予定))

香川県動物愛護推進懇談会の開催 (平成 26 年 1 月 17 日 (予定))

香川県動物愛護管理推進計画 (素案) のパブリック募集

(平成 26 年 1 月 日～2 月 日)

香川県動物愛護管理推進計画 (素案) に対する市町の意見の聴取

(平成 26 年 1 月 日～2 月 日)

香川県動物愛護管理推進計画の策定

香川県動物愛護推進連絡会の開催 (未定)

実施計画の策定・香川県動物愛護管理推進計画の公表

(平成 26 年 3 月)

実施 (平成 26 年 4 月～)

香川県動物愛護推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、香川県・高松市における動物愛護管理推進に関する施策、動物愛護推進員の委嘱の推進等に関し必要な協議を行うため、香川県動物愛護推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(懇談会の業務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を協議する。

- 一 動物愛護管理推進計画に関すること。
- 二 動物愛護推進員の推薦に関すること。
- 三 動物愛護推進員の活動支援に関すること。
- 四 県民に対する動物愛護と適正飼養についての普及啓発に関すること。
- 五 その他動物愛護及び管理に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験者
- 二 香川県獣医師会の代表
- 三 関係行政機関の職員
- 四 住民の代表
- 五 関係業界団体の代表
- 六 動物愛護団体の代表
- 七 研究機関の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 懇談会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に諮って委員以外の者に会議に出席して意見を述べさせ、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、健康福祉部生活衛生課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

香川県動物愛護推進連絡会設置要綱

(目的)

第1条 本県の動物愛護及び管理に関する事業を総合的に推進するため、関係各部署が相互に密接な連携と協力を図り、動物愛護管理推進に係る効果的な対策を検討する「香川県動物愛護推進連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次の事項について審議する。

- 一 動物愛護及び管理に関する基本的事項
- 二 関係部局の動物愛護及び管理に関する相互協力に関する事項
- 三 動物愛護及び管理に関する情報の収集及び交換に関する事項
- 四 その他、動物愛護及び管理に関する必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は生活衛生課長、副会長は高松市生活衛生課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(職務)

第4条 会長は、連絡会を総括し、副会長は、会長を補佐する。

- 2 委員は、連絡会に関する事務を掌理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 連絡会にその運営について補佐するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 作業部会は、必要に応じ、部会長が召集する。

(庶務)

第7条 連絡会の事務局は、健康福祉部生活衛生課に置く。

(その他)

第8条 連絡会は、検討内容に応じて、関係する委員をもって開催することができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

